

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6316-8858

神戸オフィス tel 078-371-5120

雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱

～平成21年1月14日労働政策審議会がおおむね妥当と答申、今通常国会提出へ～

	改正後の内容
① 基本手当の受給資格の改正	希望したにもかかわらず有期労働契約が更新されなかった等やむを得ない理由により離職したと認められる『特定理由離職者』については、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6ヶ月以上あれば基本手当の受給資格を得られるようにする。
② 基本手当の支給に関する暫定措置	受給資格に係る離職の日がH21.4.1～H24.3.31の間である『特定理由離職者』（厚生労働省令で定める者に限る）には、特定受給資格者とみなして基本手当を支給する。（ただし身体障害者等の就職困難者を除く。）
③ 給付日数の延長に関する暫定措置	受給資格に係る離職の日又は所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日がH21.4.1～H24.3.31の間である身体障害者等の就職困難者以外の受給資格者のうち『特定理由離職者』（厚生労働省令で定める者に限る）及び特定受給資格者で、受給資格に係る離職日において45歳未満である者や雇用機会が不足していると指定される地域に居住する等の求職者に対して、受給期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。（60日を限度）
④ 就業促進手当に関する暫定措置	<ul style="list-style-type: none"> ● H21.4.1～H24.3.31の間に安定した職業についてした場合の再就職手当は、基本手当の支給残日数が1/3以上である者に支給する。再就職手当の額は基本手当日額に支給残日数の40%（支給残日数が所定給付日数の2/3以上の場合は50%）を乗じる。 ● H21.4.1～H24.3.31の間に安定した職業についてした場合の常用就職支度手当は、基本手当日額×40を限度として厚生労働省令で定める額を支給する。
⑤ 育児休業給付の改正	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児休業者職場復帰給付金を廃止し、育児休業基本給付金に統合して『育児休業給付金』とする。算定された賃金日額×支給日数×40%。 ● 『育児休業給付金』の額を当分の間、算定された賃金日額×支給日数×50%とする。

※ 記載の内容は雇用保険法の一部改正について法律案要綱より抜粋した概要です。

※ 改正法施行期日は①～④は平成21年4月1日、⑤は平成22年4月1日の予定です。